

教育サポーター・学校支援ボランティア等による 地域の教育力再生

清 國 祐 二
(香川大学)

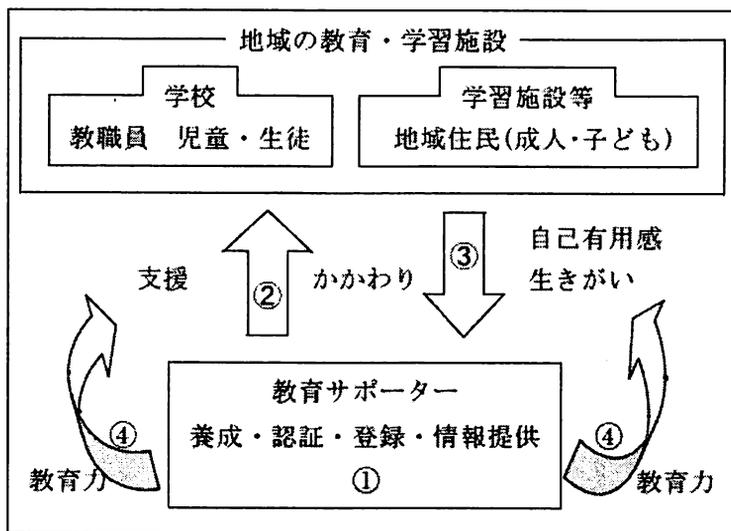
1 教育支援の動向

(1) 教育支援の在り方

2006(平成18)年12月の教育基本法改正にともない、第十三条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」が新たに付け加えられた。社会教育の歴史を紐解くと、学校教育と社会教育の有機的連携を謳った「学社連携」⁽¹⁾の考え方が示され、地域社会の人的・物的教育資源を学校教育に活用したり、学校の施設・設備を社会教育が利用したり、学校行事と地域行事とを連携して行うなどの実践が行われた。それをさらに踏み込んで両者の協働事業を目指す「学社融合」⁽²⁾の考え方が示されてからは、双方に成果や効果をもたらされる体験型の事業が数多く開発され、実施に移された⁽³⁾。また、学校では2002(平成14)年から小中学校で「総合的な学習の時間」が本格実施され、子どもの主体性を育むべく、教科横断的な学習課題に体験学習やグループ学習を取り入れて学ぶ時間が増加した。

これらの動向は激変する社会の影響を強く受けていると考えられるが、学校教育や社会教育、家庭教育等の教育を構成する機能が、もはや単体では十

全でなくなってきたことも含意する。それぞれが固有にもつ機能を効果的に活用し合うことで、それぞれ固有の機能をも高めていくことが期待されている。もっとも、教育は学校だけで行われる営みではない。生涯学習の観点でいえば、地域社会のあらゆる場で行われているし、成人等に対する教育はこれまで社会教育を中心に行われてきた。それらの領域も含めた多様な教育サポーターを育成し、その成果を活かす場が提供され、そこでの教育的関わりや営みが個々の成長のみならず地域の教育力の向上に好影響を及ぼすのであれば願ってもないことである。ここでは「教育サポーター」を鍵概念としながら、地域の教育力再生の在り方を考えてみる。



図：地域の教育力を高めるイメージ

(2) 教育サポーターのイメージ

教育サポーターのイメージを確認しておきたい。現在文部科学省が進めようとしている「教育サポーター制度」の概要を見ると、主たる対象は団塊世代や高齢者等であり、その層の社会参加促進を構想している。中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(中間報告)」(2007(平

成19)年)には「高齢者や団塊世代が、知識・技術・経験等を生かし、学校や地域において活躍できるよう、研修を実施するとともに、高齢者や団塊世代が活躍する場である社会教育施設や学校等へ派遣する『教育サポーター制度』を創設する。」とある。

文部科学省が示している教育サポーター制度の概念図(「団塊世代等社会参加促進のための調査研究—教育サポーター制度の創設—」)から見えるイメージを確認してみよう。例示されている看護師は、健康や予防医療に関する高度な知識・技術を有しているので、地域における中高年の健康相談員として活動したり、また図書館で健康のレファレンスサービス補助を実施することがイメージされている。看護師は成人への教育的サポートを本来業務としているわけではないので、その領域の研修を受けることで質の担保を図る。研修とは生涯学習概論や地域理解、指導者の役割などの共通講座と、職業で得た知見や技能を実際に地域で活用するための技法を獲得するための演習や実習で構成される。そのような一定の学修により、教育サポーターとしての認証を受けることになる。

その他にも、工業技術者などに子どもの工作教室の講師や小学校の理科実験補助を、海外勤務経験者などに博物館での外国語案内や学校で英語授業の補助などのイメージが示されている。これらは例示に過ぎないので、ややステレオタイプの発想となっているが、実際は地域の実情に応じて多様な形が出てくるであろう。また、学校の授業等で活用しようとするのであれば、過去の学校支援ボランティアの反省を生かし、教育サポーターの研修の中で、子どもの発達や教育課程等への理解とともに学校文化や教育現場への理解を深めることで、教員の心理的抵抗感を払拭する努力が必要となろう。

その他に近藤真司は、①裁判員制度の学習(シチズン・リテラシー学習)、②省エネルギー、環境の学習、③消費者自衛の学習(振り込め詐欺対応など)、④経済・金融学習(自立して自分のお金を守る)、⑤ユビキタス社会の学習(情報通信コミュニケーション技術が今後どのように生活を変えるか、子どもにどのように情報に触れさせるか)など、教育サポーターが関わる学習内容について提案している⁴⁾。学習内容については、学習市場に配慮するとともに、一方で現代的課題等については学習需要を喚起するような方策を講じる必要があろう。

(3) 教育サポーター成立の条件

本特集は、いつでもチャレンジ可能な生涯学習社会の構築に有効な取り組みをテーマとしている。教育サポーター制度もそのひとつで、教育サポーターとしての素養をもつ人材が研修を受講することによって、学校支援ボランティアや社会教育活動における指導者として活躍できるような仕組みを構想している。これまでも、生涯学習ボランティアや生涯学習コーディネーター、生涯学習インストラクター等の普及による生涯学習の振興を図ろうとしてきたが、成功例はあるにしても社会的インパクトが強かったとはいえない。最大の原因は、需要と供給という市場のメカニズムに指導者の質と量が合っていなかったことであろう。対象が自発的意思を重んじるボランティアであったことも、計画的養成や供給数の調整、需要のある領域への誘導など、事業促進者に自制心を働かせたのかも知れない。これらは大きな課題であり、教育サポーターを制度として確立しようとすれば避けては通れない道である。

前出の中教審中間報告には、「社会人の『学び直し』や『家庭・地域の教育力向上に資する学習活動』を推進するため、これらの学習活動を支援する多様な人材を育成することが重要である。特に・・・学校教育・家庭教育支援等を行う『教育サポーター』、『教育サポーター』と学校や社会教育施設等の活躍の場への橋渡し役となる『学習コーディネーター』、社会人の学び直しの相談から学習後の社会参加までのカウンセリングを含めた学習相談を行う『学習相談員』を育成する必要がある。」としている。そうであれば、「教育サポーター制度」はサプライサイドの議論だけでなく、ディマンドの実態を明らかにしつつ、両者を無理なくつなぐシステムづくりをしなければならない。

例えば、学校で実施している体験活動の中で地域の人材に支援してもらいたい活動内容は何か、若年層の職業意識を高めるキャリア教育に教育サポーターをどうつなげば効果的なのか、出産や育児を契機に離職した女性が再就職をしようと思ったときにどのような支援が有効なのか、などを精査することが重要となる。そうすることによって、教育サポーターの活動領域や内容が明確となり、教育サポーター制度が生涯学習社会の構築に貢献するものとなり得るだろう。

2 地域の教育力再生を求める社会背景

(1) 家庭の教育力の限界

地域の教育力再生に向けた動きは、家庭の教育力低下とも無縁ではない。教育基本法第十条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。(第2項省略)」と家庭教育の責任とその努力目標を謳っているが、この背景には家庭の教育力低下を憂う世論があろう。子育ての最終責任が保護者にあることはいうまでもないが、責任の矛先を家庭にだけ向けてしまうと、地域社会の役割や地域の教育力が見えづらくなる。家庭環境が好ましい状態ではなく、つらい思いをしている子どもたちは、保護者の責任論だけでは救われない。家庭教育へのボランティアな取り組みには限界があるが、地域から注がれる子どもへのまなざしを暖かくすることは、決して無駄な努力ではない。

上述の通り、子どもや教育の諸問題の原因を究明し、それが家庭にあると大合唱をしたところで、問題の解決にはつながらない。多様な家族形態がある中で、ステレオタイプの家庭像だけで議論しても無意味である。本当に学んでほしい、気づいてほしい親は、現実から目を背けて学ぼうとはしない。心ある人びとは結局その答えに行き着いて、無力感に襲われるのである。それでも困難な問題を抱えている家庭は存在するのであって、それをどのように支えるかに心を砕く必要がある。

その前に、低下しているという「家庭の教育力」とはいったい何を指すのだろうか。かつて家庭が担っていた機能はしつけが中心であって、それ以外の機能は学校や地域社会、子ども社会が担っていたと考えてよい。一般的な認識としては、少子化や親のライフスタイルの変化等が進む中で、子どもへの過保護や過干渉が起きたり、逆に児童虐待や放任(ネグレクト)が社会問題化したりと、本来親が規範を示し、しつけなければならない部分が弱体化しつつあるということであろう。家庭が共通に有してきたしつけの機能が疎かになる中で、家庭教育も多様化の様相を見せてきた。家庭教育に期待する社会の意図よりも、保護者の意図の方が強くなってきたようだ。

ひとつの特徴としては、親が子どもの自立や主体性を育てるという大儀により「こうあるべき」という偏った価値観を押しつけること、塾や習い事、スポーツ等「将来きっと子どものためになる」という親のエゴを押しつけることなどがある。もうひとつは、自分の生活にしか関心を寄せず子どもの養育義務さえも放棄しかねないこと、「しつけ」という名の虐待や一時的な感情のはげ口として暴力を振るうことなどがある。両極ではあるが、この類の家庭の比率が少しずつ高くなってきているのは確かであろう。家庭教育の私事性が尊重されるべきであるがゆえに、他者の関与が難しいところである。家庭の教育力という名で子育て義務の大半を家庭に任せることには限界があり、そのための地域の教育力再生を社会が求めているといっても過言ではなからう。

（２）地域の教育力再生の動き

社会状況は大きく変わってしまった。かつては「地域の教育力」など考えもせず、地域共同体の中で自然と子どもたちは育っていた。大人は今ほど子どもの成長に関心を払う時間的、経済的余裕もなかったかわりに、地域にはそれぞれ節目を形成する祭りや行事があり、近所づきあひがあり、その中で家族同士のつきあひが成立していた。地域の教育力は意識されることなく日常的に行われていた。地域の大人と子どもの間には「顔見知り」という関係があり、そのためある時にはしっかりほめてやったり、ある時には雷が落とされたりした。子どもはある意味そこで地域社会（大人社会）の善悪の価値基準を感じ取っていたのである。

都市化が人間関係を希薄にしてきたことはいままでもないが、農村部でも過疎化と少子化が大人と子どもを分断している。生活スタイルも都市化してきた。昔ながらの祭りは、娯楽を生産して消費する主体が同一であることから、創造的な活動であった。一方、現在の祭りは、娯楽を生産する側と消費する側が別々になってしまった。生産や創造のプロセスでは多くの関係性が生まれる可能性をもつが、消費の中ではその可能性は少ない。まず、助け合う活動が生まれにくいからだ。

たびたび引き合いに出すが、中教審中間報告には、「地域の教育力向上に必要な３つの視点」として「地域全体での子育て『支え合い』（共同）」「地域の

課題解決は地域自身の手で『助け合い』（共生）「家庭や地域の教育力と学校教育の効果的な『つながり合い』（共育）」をあげている。これらは自助・共助・公助でいえば「共助」にあたるが、その共助の機能が地域において低下していることこそ教育力再生を求める主要因と考えてもよからう。この視点は改正教育基本法の前文に謳われた「公共の精神」にも通じ、「公共の再生」と「教育力の再生」とは基本的に一致している。前者は本項の守備範囲を超えるので言及しないが、非常に重要な視点である。いずれにしても、地域の教育力を再生するためには地域の人々の中に緩やかで豊かな関係性をつくっておく必要がある。その際に留意すべきことは、良好な関係づくりは結果として生じるものであり、それを目的にすると白々しくなる。地域行事への参画や地域課題の解決のための学習などを通して自然に関係づくりができるよう配慮することが求められよう。

3 学習成果の活用の視点に立つ教育サポーター

（1）学習成果の活用の視点

生涯学習を振興するにあたり、学習成果の活用についてはかねてからの懸案事項であり、その領域でもっとも影響を及ぼしたのは生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」（1992（平成4）年）であった。その中で、生涯学習社会を構築するために必要な視点として、「ボランティア活動そのものが自己開発、自己実現につながる生涯学習となるという視点」「ボランティア活動を行うために必要な知識・技術を習得するための学習として生涯学習があり、学習の成果を生かし、深める実践としてボランティア活動があるという視点」「人びとの生涯学習を支援するボランティア活動によって、生涯学習の振興が一層はかられるという視点」の3つが示されている。生涯学習とボランティア活動の密接な関係を学習成果の活用に引きつけて述べた後に、生涯学習ボランティアやボランティア学習などの言葉が流通するようになった。

教育サポーターも、職業生活や社会生活を経て今の知識・技術があるわけなので、その成果を生かすという意味で同様の文脈であると判断してよいだ

ろう。「キャリア形成支援」という言葉も昨今使用されるようになってきたが、その使われ方は狭義の「就職支援」ではなく、広義の「生涯にわたる生き方支援」である⁽⁵⁾。つまり、キャリア形成とは職業キャリアに限定されることなく、自分自身のこれまでの生き方を適切に評価し、将来どのような生き方をしたいのかじっくり考えることで、現在何をしなければならぬのかを考えようとするのである。このように考えれば、学習成果の活用と生涯学習ボランティア、教育サポーターに通底するものは同じであると考えられよう。

(2) 団塊の世代の大量退職時代

生涯学習振興のために生涯学習ボランティアを本格的に奨励し始めたのは前述の通り1992(平成4)年あたりからである。生涯学習の成果をボランティアという形で地域に還元し、その活動の中から新たな課題を見いだして、さらなる学習につないでいく。そのような循環を目指したのが生涯学習ボランティアであり、ボランティア学習であった。生涯学習社会とは、学習が自己完結して閉じる社会ではなく、地域に開かれ、つながる社会である。学習によって輝く人々をできるだけ多く輩出し、生き甲斐や自己実現に結びつくような、前向きで明るい社会であるはずである。

団塊の世代の大量退職は、生涯学習社会の実現に向けて大いなる期待であると同時に、スムーズなトランジションを迎えられるかどうか不安を抱えてもいる。団塊の世代は日本の高度成長をがむしゃらに支えてきた企業人間や会社人間が多い。退職後は家庭の中にも居場所がないと指摘される向きもあるが、一般に地域に根ざした活動をしてきたことがない。会社を通じた社会化はできているが、地域(社会)を通じた社会化ができているかは疑わしい。所属や肩書きを喪失して、今後地域でどう生きるかは大きな課題である。宮田安彦はそのような退職者に必要なものは「地域社会化」であるとし、地域キャリアメンタリングの促進により「退職者を地域にいざない、若者を社会にいざなうという2つの社会的利益をもらたらずばかりでなく、社会教育機関や地域組織自体の発展をより強固なものにするという第三の利益をもたらすものとなる」ことが期待される⁽⁶⁾とする。

地域において教育サポーターの担える役割は多様であり、団塊の世代のスムーズな地域デビューは生涯学習社会の実現を望むものにとっては大きな関

心事である。人生80年の世の中において、60代は十分な活力を残しており、その能力はまだ社会で通用する。団塊の世代への期待は、これまで蓄えてきた技能を是非とも子どもたちに、そしてそれを欲している人たちに伝えてほしいという社会の要請でもあるように感じる。

(3) 学校支援ボランティアとしての教育サポーター

社会の要請を改めて考えると、「学校支援ボランティア」という、そもそも「学校に協力したい」とか、「子どもたちのために役に立てることがあれば何かしたい」と教育指向の強い地域の大人に、「生産や創造，地域文化の伝承・継承，それ以外の教育活動」へと関わってもらってきた経過を振り返る必要がある。

学校支援ボランティアの基本は「学校の教育活動が促進されるよう、地域の適材が適所に入り、支援すること」や「学習に困難をきたす子どもたちの学習を促進するために、教育経験をもつ地域の人材が教員の補助的な役割を果たすために力を貸すこと」、さらに範囲を広げるとすれば「放課後や土日の学校休業日などを利用して、子どもたちの体験活動や伝承遊びを促進するために、地域のボランティアが学校に出向くこと」になるはずである。あくまでもその目的は学校の教育活動の促進であり、子どもの発達支援であるはずである。

学校支援ボランティアは、「総合的な学習の時間」が教育課程に導入される以前から、特別活動の時間などを通して取り組まれていた。各々の学校によってさまざまな取り組みがなされていたと思うが、正課クラブの指導の中に地域の人材の協力を得てきたことには共通性が認められる。続いて、「総合的な学習の時間」が実施される前後から、ゲストティーチャーや非常勤講師を招いた授業が行われるようになった。教科指導という、学校で最も重視される教育課程に地域の人材を登用するという取り組みである。教育サポーターは、その専門性の高さから、正規の教育課程に関わっていくことも想定されている。教育サポーター制度の定着に向けて、学校支援ボランティアの仕組みが抱えてしまった課題については、その背景を十分理解した上で克服しなければならない。

かつて、学校支援ボランティアを人材バンクに登録し、公民館や教育委員

会において管理をしている事例などが散見された。当時、いろいろなところで共通に聞かれた話がある。それは、学校支援ボランティアとして人材バンクに登録したはいいが、一度も支援をする機会もなく年度を終えてしまったという不満の声であった。ボランティアをしてみたいという住民は、自分の得意な分野で学校に貢献しようとするので、学校の求めるものとは端からミスマッチがあった。学校支援ボランティアの登録数こそ地域の教育力のバロメーターであると考えた社会教育の思惑は、最初から学校とはずれてしまい、善意の空回りが起こってしまった。まずは、これと同じ轍を踏まないよう制度設計を行う必要がある。

4 まとめにかえて

緊縮財政を強いられている都道府県や市町村の実態を考慮すると、財源の捻出が不可欠な新しい制度への対応は困難を呈している。2007（平成19）年より開始された「放課後子どもプラン」への取り組みも担当者からは思うに任せないと聞く。まったく自発的に活動するボランティア団体であれば問題にならないことが、官主導で出発すると大きな問題を抱えることとなる。ボランティアに依存しなければ成り立たない制度は尚更である。

しかし、子どもの教育環境をめぐるっては、多くの人びとが家庭や地域の教育力低下に憂慮している。その一点で、地域はさまざまな利害や障害を乗り越えて「子どもによく育ててほしい」という目標を共有することができる。教育サポーター制度が定着することも大切であるが、それを通して本稿のタイトルでもある地域の教育力再生の足掛かりとなるよう、教育行政と高等教育機関、学校、地域の連携をより緊密にすることが求められよう。

<注>

- (1) 社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」(1984(昭和49)年)での記載が初出であるとされるが、すでに社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(1981(昭和46)年)などで家庭教育、学校教育、社会教育の三者が相互に協力し合うことの重要性が強調さ

れている。

- (2) 国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議報告「国立青年の家・少年自然の家の改善についてーより魅力ある施設に生まれ変わるために」(1995(平成7)年)が初出であるとされるが、翌年の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」で「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態」と定義している。
- (3) 1998(平成10)年告示の「小学校学習指導要領」では、総合的な学習の時間は「地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うもの」(総則)としており、体験的な学習や多様な学習形態を積極的に取り入れることはもとより、社会教育施設や関係団体等との連携なども例示し工夫をうながしている。
- (4) 『社会教育』全日本社会教育連合会, 2007(平成19)年3月号, 20-21頁
- (5) 例えば, 2004(平成16)年から実施されている「女性のキャリア形成支援事業」においては、「教育・学習, 地域活動, 就労など, 女性の多様なキャリア形成を支援するため, 学習者のニーズに応じた学習相談や情報の提供, 学習プログラムや社会活動のコーディネート等のサービスを一括して提供する仕組みの在り方, 地域における学習, 活動等を総合的に評価する仕組みづくりの観点から企画すること」が示されている。
- (6) 宮田安彦「若者を社会へつなぐ=サラリーマンが地域へ還る-『地域キャリアメンタリング』社会的意義と実現のための方策-」『社会教育』全日本社会教育連合会, 2006(平成18)年8月号, 29頁